

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件沖縄出入域関係(I) (出入域許可他)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 領事問題, 米民政府, 日本旅券, 日本国旗掲揚, 船員手帳, 国際航空乗員証明書, 米民政府 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43389

身分証明書の再交付手続

タイプ指示	発信用	執務用	計
主	信	5	
付	甲	5	
	乙	5	
	丙	5	

発送日 昭和40年9月20日
 発信 タイプ 小

文書課長 (徳久)

公 信 案 (分類)

公 信 番 号 米北 合第2473号 公 信 日付 昭和 40年9月18日

大 臣 官 房 長
 政 務 次 官
 事 務 次 官
 外 務 審 議 官
 官 房 長

主 管 北米局長
 参 事 官
 北 米 課 長
 主 任 上林 電話番号

起 案 昭和 40年 9月16日

私 旅 券 課 長 (印)

受 信 者 在 外 公 館
 (但、口在代表部、ビザ部、OECD付部を除く)

発 信 者 外 務 大 臣

写 送 付 先 (希望発送日) 月 日

件 名 琉球高等弁務官発給の身分証明書
 再 申 請 手 続 につ いて

18 80

GA-2 外務省 回覧番号 3719

米北合第2473号

昭和40年9月18日

在 外 公 館 長 殿

外 務 大 臣

琉球高等弁務官発給の身分証明書の
 再交付申請手続について
 沖縄に本籍を有し且つ沖縄に居住している住民が
 外国に赴く場合は民政府布令米147号の規定により
 旅券の代りに琉球高等弁務官発給の身分証明書を
 もって渡航しているものは即座に承認の通知があるが(日本
 本土を経由して日本旅券の下附を復けていたものもある)
 同身分証明書を紛失、滅失又は盗難し再交付を
 等 1251 外務省

GA-4

後^(原稿)の場合の手続及び関係法規について総理府
特別地域連絡局に照会しておいたところ。

今般、在那覇日本政府南方連絡事務所より
別添^(甲)の通り回答があった旨通報越した。

委細は別添^(乙)により~~了~~^上、関係者からこの種
問合せがあった際は、本人において再交付申請を
行なうよう指示あり。

内閣府布令「琉球住民の旅航」^(原稿)および
出入管理部訓令「旅航管理に関する事務処理
規程」^(原稿)を参考のために別添する。

付属物添付

別添甲

総南連第2246号

昭和40年8月31日

総理府特別地域連絡局
監理渡航課長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

民政府発給の身分証明書を紛失した場合の
再交付申請手続きについて

8月20日付貴信、総特第7057号により
照会越しの本件に関し琉球政府出入管理庁に問
い合わせた結果、同庁は、該身分証明書の発給
を受けた琉球住民が当該身分証明書をもつて外
国へ渡航し、彼地において該身分証明書を紛失
し、若しくは破損し、又は身分証明書の記載事項
に変更を生じた場合においては当該人はすみや
かに琉球に居住する親権者若しくは知人、ある

いは、直接琉球政府出入管理庁に対し（実際には申請書並びに手数料の件があるので直接依頼があつても当該人の代理人に通知して呼出している）出入管理令第8条の書類を提出する事により、該身分証明書の再交付を受ける事が出来る旨回答があつたので、外務省北米局長に対しその旨御連絡願いたい。

〇米国民政府布令第四百七号(一九五五・八・一三)
改正 第一号(一九五七・三・二九)
改正 第二号(一九五八・九・二四)
改正 第三号(一九六〇・三・七)

琉球住民の渡航

第一章 目的

第一条 この布令は、琉球住民の日本旅行に関する管理及び手続について規定することを目的とする。

第二章 定義

第二条 琉球住民とは、琉球列島に本籍を有し、且つ、現在琉球列島に居住しているものをいう。

第三条 高等弁務官とは琉球列島高等弁務官をいう。(改正三)

第四条 日本旅行証明とは、琉球列島高等弁務官の命により発給する渡航文書で、琉球住民の身分を証明するとともに、日本への旅行及び琉球列島への再入域を許可するものをいう。(改正三)

第五条 出入港とは琉球列島に入域又は琉球列島から出域すべき港で、高等弁務官が指定する港をいう。(改正三)

第三章 日本旅行証明

第六条 日本へ旅行しようとする琉球住民は、琉球政府出入管理部に對し、左の各号に掲げる書類を提出して、日本旅行証明書の発給を申請しなければならない。(改正一)

申請書(別記第一号様式)二通 英文一通に和文一通とし、各申請書には押印又は右押印しなければならない。

その他の資料が必要である場合には、申請人は当該資料を提出しなければならない。(改正一)

二 戸籍謄本又は戸籍抄本(申請書の第十三項により必要とされるもので、提出の日前六月以内に作成されたものとする。)(一通)

三 写真(申請書の第十二項より必要とされるもので、提出の日前六月以内に作成されたものとする。)(二通)

日本旅行証明書の発給を受けようとする者が同一戸籍内にあり、かつ、十五才に達していない子を同伴するときは、日本旅行証明書の申請書にその旨を記載することができ、ただし、併記される子の数は、日本旅行証明書一部につき三人までとし、写真をそれぞれ二葉添付しなければならない。(改正一)

第七条 琉球政府公務員で、琉球住民が、公府のため旅行する場合に、前条に規定する書類の外に、琉球政府行政主事が当該出張を許可したことを証する公用出張証明書を提出しなければならない。

第八条 日本へ旅行しようとする琉球住民が、保釈又は刑の執行途中である場合には、申請書類とともに、関係官署からの琉球列島の出境許可を提出しなければならない。

第九条 琉球住民で、常用により日本との間を往復する必要があるものは二年間有効の数次往復用日本渡航証明書の発給を受けることができ、且つ、後段に規定する申請に基き更に二年間の効力の確認を受けることができる。数次往復用の日本渡航証明書の発給を受けようとするときは、詳細な理由を申請書と共に提出しなければならない。(改正三)

第十条 日本旅行証明書の発給を受けた琉球住民が、当該日本旅行証明書を喪失し、滅失し、若しくはき損し、又は日本旅行証明書の記載事項に変更を生じた場合においては、再発給申請書及び再発給を必要とする理由を述べた書類を提出しなければならない。先に交付を受けた渡航証明書は同時に効力を失い、且つ、紛失又は滅失しない限り琉球政府出入管理部に返納しなければならない(改正三)

第十一条 琉球政府出入管理部長は、日本旅行証明書を発給申請書を審査し、副長官の許可を得て日本旅行証明書を申請人に交付するものとする。

第十二条 日本旅行証明書の発給が不許可になった場合、又は日本旅行証明書の発給を受けた者が、日本旅行証明書の返還を命ぜられた場合において当該琉球住民は、その処分異議があるときは不服の事由を記載した書面を出入管理部に提出して、副長官又はその代理人に對し、異議の申立をすることができる。

第十三条 琉球列島からの出域及び琉球列島への入域はすべて指定出入域港からしなければならない。(改正三)

二 普通日本渡航証明書は、当該渡航証明書の名義人が、当該渡航証明書の発給の日から六月以内に琉球列島を出域しない場合には、自動的に効力を失うものとする。(改正三)

三 普通日本渡航証明書は、当該渡航証明書の名義人が、琉球列島に不在期間中有効とし、当該渡航証明書の名義人の帰島により効力を失うものとする。(改正三)

四 琉球列島に帰島し、又は琉球列島を六月以内に出境しなかったことにより無効となった普通日本渡航証明書の名義人は、当該渡航証明書の発給の日から四年間回数に制限なく当該渡航証明書の効力確認を申請することができる。(改正三)

五 第一項、第二項及び第三項に規定する条件は、効力確認を受けた渡航証明書に適用する。(改正三)

六 渡航証明書の効力確認の申請書は、別記様式第二号により二部を琉球政府出入管理部に提出するものとする。その一部を英文および他の一部を和文とする。それぞれの申請書には、押印又は右の押印をするものとする。追加資料が必要であるとみなすときは、申請人に当該資料の提出を求めることができる。(改正三)

七 公用渡航のために交付された渡航証明書の効力確認の申請は第七条に規定する有効な公用出張証明書を添付しなければならない。

八 渡航証明書又は渡航証明書の効力確認の申請書は、緊急しむを得ざる事情がある場合を除いてすべて、出発予定前少くとも十五日までに琉球政府出入管理部に提出しなければならない。(改正三)

九 失効になつた普通又は数次往復用渡航証明書は、当該渡航証明書の名義人が当該渡航証明書の有効期間の満了の日に琉球列島外にある場合琉球列島に再入域する効力を有するものとする。(改正三)

十 永住のため日本に渡航する場合には、当該日本渡航証明書は、当該名義人が琉球列島へ帰島する効力がない。(改正三)

第十四条 削除(改正三)

第十五条 琉球政府は、次の区分に従い、渡航証明書の手続に関する出入管理業務の手数料を徴収する(改正三)

(1) 普通渡航証明書の交付又は再交付 八十仙

(2) 数次往復用渡航証明書の交付又は再交付 二弗五十仙

(3) 渡航証明書の効力確認 四十仙

第十七条の規定により琉球政府の公用のため渡航する者に発給する日本渡航証明書に対しては、手数料を免除しなければならない。(改正三)

第五章 旅行

第十六条 一九五二年六月十七日付民政府指令第十二号「琉球人の日本旅行に関する規定及手続」は、廃止する。但し、同指令の規定に基き発行された日本旅行証明書は、その有効期間満了の日まで有効とする。

第六章 身分証明

第十八条 「身分証明書」とは、高等弁務官の命により住民の身分を立証し、日本以外の地域への渡航ならびに琉球列島への再入域を許可するため旅券に代わり発給される渡航証明書をいう。身分証明書は日本渡航証明書と同一条件に基づき発給するものとする。但し、身分証明書の申請書は、別記第三号様式により提出しなければならない。日本渡航証明書に適用する条件及び規定並びにその他の関係規則は身分証明書にも適用する。本渡航証明書は、発給の日から一年以内に出境しなければならない効力を失うものとする。(改正三)

副長官の命により発給する。 米国民政府

附 則(改正第一号) 米国民政府 首席民政官

二 この改正は、一九五七年三月二十九日から施行する。 米国民政府 首席民政官

附 則(改正第二号) 米国民政府 首席民政官

二 この改正は、一九五八年九月二十一日午前〇時一分から施行する。 米国民政府 首席民政官

附 則(改正第三号) 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

この改正は、一九六〇年三月七日から効力を発する。 米国民政府 首席民政官

別添丙

出入国管理部訓令第1号

1960.8.26

出入管理部
並 里 龜 蔵

琉球住民の渡航管理に関する
事務処理規程

第8条

(紛失、滅失、き損又は書換による再発給申請)

令第10条及び同第18条の規定により渡航証明書の交付を受けた後、当該身分証明書を紛失、滅失、若しくはき損し又は記載事項の変更により渡航証明書の再発給を受けようとする者は、左の各号に掲げる書類を提出させるものとする。

1 日本渡航証明書発給申請書又は身分証明書発給申請書

(和文)

二 写 真

1 通

2 葉

三 再発給を必要とする理由書

2 紛失、盗難又は焼失したことにより再交付を申請する者は前項に掲げる書類とともに、次の各号に掲げるいずれか一つの書類

一 所轄警察署が発行した紛失、盗難又は焼失に関する届出証明書

二 別記第三十五号様式の届書

3 記載事項の変更により再交付を申請する者は第一項に掲げる書類とともに、戸籍謄本又は戸籍抄本と記載事項の変更を生じた渡航証明書

4 き損又は汚損したことにより再交付を申請する者は第一項に掲げる書類とともにき損又は汚損した渡航証明書

(第三十五号様式)

紛失届
盗難届
焼失届
渡航証明書

年 月 日

出入管理部長 殿

1. 本 籍
2. 氏 名
3. 生年月日
4. 渡航証明書番号及び発給年月日
5. 紛失
盗難の日時 年 月 日 から
焼失 年 月 日 までの間
6. 紛失
盗難の場所
焼失

を紛失した

上記証明書は盗難に遇つたので届出ます。

を焼失した

届出人住所

氏 名